

大分大学医学部附属病院における医療業務の質改善に関する細則

令和6年2月28日制定

令和6年医学部附属病院細則第4-10号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における医療業務の質改善に関し必要な事項を定める。

(総括)

第2条 病院長は、本院の医療業務の質改善に関する業務を総括し、医療業務の質改善部門（以下「部門」という。）、診療科その他の医療業務の質に関係する部署が、適切に業務を実施しているかについて確認を行うものとする。この場合において、病院長が必要と認めるときは、当該業務の質改善に関する実施体制の見直し等を指示するものとする。

(部門の業務)

第3条 大分大学医学部附属病院クオリティマネジメント室細則（平成29年医学部附属病院細則第1-4号）第8条第2項の規定により、同条第1項第4号に規定する部門の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療業務の質改善の計画策定に関すること。
- (2) 医療業務の質改善の評価及び指導に関すること。
- (3) 病院機能評価の評価項目に沿った体系的・組織的な評価及び改善に関すること。
- (4) その他医療業務の質改善に関すること。

(部門の構成)

第4条 部門は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 診療科長若しくは副科長又は診療施設の長、副部長、副センター長若しくは副室長 1人
 - (2) 診療科又は診療施設の医師 若干人
 - (3) 副看護部長 1人
 - (4) 副薬剤部長 1人
 - (5) 医療技術部の各部門長
 - (6) 総務課長
 - (7) 経営戦略課長
 - (8) 医事課長
 - (9) その他病院長が必要と認める者
- 2 部門長は、前項第1号の構成員をもって充てる。
- 3 第1項第1号から第4号まで及び第9号の構成員は、病院長が指名する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、医療業務の質改善に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年3月1日から施行する。